

## 名古屋市交通局管理規程第3号

乗車料金及び定期券の特例に関する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

名古屋市交通局長 折戸 秀 郷

### 乗車料金及び定期券の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号。以下「高速規程」という。）第10条第2項に規定する乗車料金のキロ程の計算、同規程第46条に規定する乗車券の使用条件及び同規程第79条に規定する別途乗車の取扱いに関する特例について、必要な事項を定めるものとする。

(特例の内容)

第2条 高速規程第10条第2項に規定する「別に定める場合」は、ICSFカード乗車券を使用する乗客が、乗車駅から降車駅までの最短経路に名古屋駅から伏見駅までの経路（東山線経由に限る。）を含み、かつ、実際に乗車する経路に名古屋駅から丸の内駅までの経路（桜通線経由に限る。）を含む区間を乗車する場合とする。

第3条 高速規程第46条第1項に規定する「別に定める場合」は、名古屋駅から伏見駅までの経路（東山線経由に限る。）を含む経路を指定した定期券を使用する乗客が、名古屋駅から丸の内駅までの経路（桜通線経由に限る。）を含む区間を乗車する場合とする。この場合において、定期券の券面表示事項にかかわらず、指定した経路以外の経路を乗車することができるものとする。

第4条 高速規程第79条に規定する「別に定める場合」は、名古屋駅から伏見駅までの経路（東山線経由に限る。）を含む経路を指定した定期券を使用

する乗客が、名古屋駅から丸の内駅までの経路（桜通線経由に限る。）を含む区間を乗車する場合とする。ただし、指定した経路以外の駅で途中下車した場合は別途乗車として扱い、別途乗車区間に対する相当の乗車料金を収受する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（高速電車乗車料条例施行規程の一部改正）

- 2 高速電車乗車料条例施行規程の一部を次のように改める。

第 10 条第 2 項ただし書中「よりがたい場合は」の次に「、別に定める場合を除き」を加える。

第 46 条中「乗車券は、乗車人員を記載したものを除き」を「乗車人員を記載した乗車券以外の乗車券は」に改め、「1 回に限り」の次に「、別に定める場合を除き」を加え、次の 1 項を加える。

- 2 乗車人員を記載した乗車券は、その乗車券に記載された人員が、1 券片をもって 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

第 79 条に次のただし書を加える。

ただし、別に定める場合は、この限りでない。

（この規程の失効）

- 3 この規程は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。